

# 参加登録申込みからプレミアム付食事券精算のながれ（概略）

1

## 参加飲食店登録申請

専用Webサイトからお申し込みください。

\*専用Webサイトからのお申し込みができない場合は、本募集案内の見開き部分にある「参加飲食店同意書」を確認、同意いただいた上、「参加飲食店登録申請書」に必要事項を記入、FAXまたは郵送にてキャンペーン事務局宛に送付ください。

**注** 申請書、同意書と併せ、「営業許可書」の写しの送付も必要になります。



2

## 事務局による審査及び、承認、登録

\*応募資格に基づき審査を行い、承認、登録を行います。

\*資格を満たさない等で承認できない場合のみ、その理由と未承認の旨を通知します。

3

## 参加飲食店用キットの送付



\*参加飲食店には、参加飲食店用ポスター等の掲示や、同意書に基づいた感染症予防対策を実施していただきます。

\*参加飲食店用キットには、営業用ツール、取扱マニュアル、換金キット等が含まれます。

**注** 参加飲食店用キットのお届けを10月28日（水）（プレミアム付食事券の使用開始日前日）までに希望される方は、10月15日（木）までに登録、承認される必要があります。

4

## オンラインによる説明会の開催

\*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインのみで説明会を実施します。公開開始日は、専用ホームページにて発表します。

\*説明会は、専用ホームページで随時閲覧できます。

5

## 食事券の使用開始

\*取扱いマニュアルに沿って、快くお客様をお迎えします。

\*使用済食事券を保管、換金作業を行います。



6

## 使用済食事券の送付および、換金



\*換金キットを使用し、使用済食事券を送付します。

\*事務局より指定の銀行口座に精算金が振込まれます。

\*精算は、令和2年12月から令和3年4月の間に5回（月1回）を予定しています。

※ご不明な点等ございましたら、キャンペーン事務局宛お問い合わせください。